村をその区域の全部とする市町村又は半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.017｝、｛（B － A）／A － 0.017｝× 0.9 × 37.5 ×β－（α－β）× 0.9 × 37.5、｛（C － A）／A － 0.130｝、｛（B － A）／A － 0.017｝× 37.5 ×β－（α－β）× 37.5 又は D × 1.72 ／ 1.77 ＋｛（B － A）／A － 0.017｝× 37.5 ×β－（α－β）× 37.5 －｛（C － A）／A － 0.130｝× 9.2 が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが 3.225 を超えるときは 3.225 とする。

βが 3.225 を超えるときは 3.225 とする。

［0.8 ＋ 0.1 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／ 0.1］が 0.9 を超えるときは 0.9 とし、0.8 を下回るときは 0.8 とする。

算式の符号

［略］

B　当該市町村の平成 27 年人口

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成 12 年 10 月１日現在における人口

D　令和３年度における普通交付税に関する省令の一部を改

する市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、（B － A）、（C － A）、（α－β）、｛（B － A）／A － 0.019｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 0.1 × 36.7 ×β－（α－β）× 0.1 × 36.7、｛（C － A）／A － 0.122｝、｛（B － A）／A － 0.019｝× 36.7 ×β－（α－β）× 36.7 又は D × 1.83 ／ 1.72 ＋｛（B － A）／A － 0.019｝× 36.7 ×β－（α－β）× 36.7 －｛（C － A）／A － 0.122｝× 8.9 が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが 3.045 を超えるときは 3.045 とする。

βが 3.045 を超えるときは 3.045 とする。

［0.5 ×｛（C － A）／C － 0.3｝／ 0.1］が 0.5 を超えるときは 0.5 とし、0.0 を下回るときは 0.0 とする。

算式の符号

［同左］

B　当該市町村の平成 22 年人口

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成 7 年 10 月１日現在における人口

D　平成 28 年度における普通交付税に関する省令の一部を